

秋田市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)素案に対する意見募集の意見と対応

期 間 令和3年12月17日(金)から令和4年1月17日(月)まで

提出者 2人 意見数 6件

提出者	番号	意見の要旨	市の考え・対応
1	1	<p>P1第1章の「1.計画策定の背景・目的」の中で、バリアフリー基本構想が令和3年3月末で構想期間満了を迎えたが、引き続きバリアフリーの環境整備が必要としてマスタープランを策定することになったとありますが、マスタープランは基本構想に代わるものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>またP2に、マスタープランと基本構想の概要が示されておりますが、マスタープランと基本構想の関係がわからないので説明が必要だと思います。</p> <p>さらに具体的な事業の位置づけが可能となった際は、必要に応じて基本構想への移行を検討するとなっておりますが、基本構想の策定はいつどのように行われるのか、また基本構想への移行とは何を意味するのか教えてください。</p>	<p>・「マスタープラン」も「基本構想」も高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進を目的とする計画ですが、P2に記載のとおり制度の内容は同じではありません。「マスタープラン」は、市全域のバリアフリー化に関する方針を示す計画で、「基本構想」は構想内で設定した重点整備地区のバリアフリー化に関する具体的な事業の実施に関する計画です。</p> <p>・「マスタープラン」により、市全域のバリアフリー化の方針を示すことで、関係者間でのバリアフリーに関する機運の醸成を図り、P2に記載のとおり、具体的な事業の位置づけが可能となった際に、基本構想を定め、事業を進める流れを想定しています。</p> <p>・ご意見を踏まえ、P1、P2、P76中の記載を以下のとおり修正しました。</p> <p>P1:【(そのため、平成30年のバリアフリー法改正によるマスタープラン制度の創設を踏まえ、…)→(そのため、基本構想制度に加え、平成30年のバリアフリー法改正により、バリアフリー化の方針を示すマスタープラン制度が創設されたことを踏まえ、…)】</p> <p>【秋田市におけるバリアフリーに関する取組の流れの図中に、(必要に応じて、新たなバリアフリー基本構想の策定を検討)を追記】</p> <p>P2:(また、具体的な事業の位置づけが可能になった際は、必要に応じて基本構想への移行を検討します。)→(また、バリアフリーマスタープランの策定後、関係者間でのバリアフリーに関する機運が醸成され、具体的な事業の位置づけが可能となった際は、必要に応じて基本構想の策定を検討します。)</p> <p>P76:(また、具体的な事業の位置づけが可能になった際は、必要に応じて基本構想への移行についても検討していきます。)→(また、バリアフリーマスタープランの策定後、関係者間でのバリアフリーに関する機運が醸成され、具体的な事業の位置づけが可能となった際は、必要に応じて基本構想の策定についても検討していきます。)</p> <p>・基本構想の策定については、P2、P76に記載のとおり具体的な事業の位置づけが可能となった際に、その必要性等について秋田市バリアフリー協議会により検討します。</p>
	2	<p>P1「秋田市におけるバリアフリーに関する取組の流れ」の図について、秋田市では、全市的な取組として「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」による整備も行われているので、これを図に加える必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>・P1「秋田市におけるバリアフリーに関する取組の流れ」の図については、バリアフリー法等に基づき、これまで本市が主体で実施した取組を記載したものです。</p> <p>・「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」については、P5で示している計画の位置づけの中で、関連条例として示しています。</p>
	3	<p>P31「4.秋田市のバリアフリーに関する課題の整理」の課題1:誰もが快適に生活ができるバリアフリー環境整備の推進では、関係団体のヒアリング調査からは、これまでの重点整備地区における整備を中心に一定の評価を得てとなっておりますが、秋田駅周辺以外の各重点整備地区ではどのような調査点検が行われ、それがどのような形でマスタープランに反映されているのでしょうか。</p>	<p>・平成23年に策定した秋田市バリアフリー基本構想では、「土崎駅周辺地区」「新屋駅周辺地区」「市立病院・山王官公庁周辺地区」を重点整備地区とし、基本構想の構想期間が満了する令和2年度には、重点整備地区での取組実施状況を含めた基本構想全体の評価を行うため、関係団体へのヒアリング調査を行い、その結果は、マスタープランにおいて基本方針等を検討する際にも参考としています。</p> <p>・また、マスタープランにおいて移動等円滑化促進地区を設定するにあたり、バリアフリーの取組で配慮すべき点を整理するため、関係団体の協力を受け、「秋田駅周辺地区」でまち歩き点検を実施しています。その他の3地区については、まち歩き点検で挙げられた意見を踏まえながら秋田市職員が点検し、促進地区の具体的な区域や方針等を検討する際の参考としています。</p>

提出者	番号	意見の要旨	市の考え・対応
1	4	<p>P36「基本方針2:公共交通の利便性・快適性の向上」のうち【鉄道駅のバリアフリー化の促進】では、国の基本方針で利用者の多い鉄道駅についてエレベーターの設置などを目指すとしており、追分駅周辺は促進地区ではないが利用者が多いため今後エレベーターが設置されること、また、新駅でエレベーターの設置された泉外旭川駅周辺については今後促進地区に設定することを検討するとしております。ところが、新屋駅周辺地区は駅舎を含む重点整備地区でありながら、駅舎の利用者が3,000人/日に満たないためか円滑化経路の中心となるべき駅舎のバリアフリー化については何も触れられておりません。新屋駅周辺は駅舎及びバスターミナルを備える重要な交通結節点で、駅舎は改修されたものの既存の跨線橋は依然として高齢者・障害者にとって大きな障害となっており、移動円滑化経路を形成すべき重点整備地区としては中途半端な状況にあります。高齢化が進む中で、高齢者等にとって公共交通機関の重要性はますます高まると思います。高齢者・障害者が必要な時気兼ねなく外出できるよう駅舎利用者の利便性や安全性の向上や交通機関相互の乗換利便性の向上を図ることが必要と考えます。このような重点整備地区の今後のまちづくりを踏まえた取組みについてご検討頂きたいと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新屋駅周辺地区については、令和3年3月末に構想期間が満了した秋田市バリアフリー基本構想で重点整備地区としており、今回策定するマスタープランにおいても、優先的にバリアフリー化を促進する移動等円滑化促進地区に設定しています。 ・また、新屋駅については、生活関連施設として、特にバリアフリー化が必要な施設と位置づけており、その重要性は本市としても認識しています。 ・いただいたご意見につきましては、秋田市バリアフリー協議会を通じ、鉄道事業者にも伝え、今後のまちづくりの参考とさせていただきたいと思っております。
	5	<p>P59「5-3. 新屋駅周辺地区」で、「過去計画・関連計画等の計画区域」の図中、新屋駅が旧重点整備地区外となっているのは誤りでしょうか。(基本構想では地域内になっていた)</p> <p>また、旧重点整備地区とは期間満了した基本構想での重点整備地区のことを指すのか、それとも現時点で重点整備地域ではないという意味でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P59における新屋駅周辺の区域図について、新屋駅の位置にズレがありましたので修正しました。 ・P59などの図の中で示している「旧重点整備地区」とは、秋田駅周辺地区については、平成16年に策定した「秋田市交通バリアフリー基本構想」で重点整備地区としていた区域で、その他の3地区については、平成23年に策定した「秋田市バリアフリー基本構想」で重点整備地区に設定した区域を表しています。 ・「秋田市交通バリアフリー基本構想」と「秋田市バリアフリー基本構想」は、ともに構想期間を満了していることから、令和4年1月の現時点においては、本市に重点整備地区は存在しないものと整理しています。 ・なお、今回策定するマスタープランの中では、第4章で示しているとおり、新たに「移動等円滑化促進地区(秋田駅周辺地区、土崎駅周辺地区、新屋駅周辺地区、市立病院・山王官公庁周辺地区)」を定め、優先的にバリアフリー化を促進することとしています。
2	6	<p>全ての計画が実るようお祈り申し上げます。 計画の達成が命です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市バリアフリー協議会において計画の進行管理を行い、マスタープランで目指すバリアフリー社会の実現に向け努めていきます。